

※ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)(家計急変世帯分)と一緒に提出ください。

1 下記に該当する場合は、□にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、私の世帯全員が住民税非課税相当となりました。

2 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①欄	令和3年度住民税課税状況 ②欄	障害者控除等の適用 ③欄	任意の1か月として申し立てる年月 ④欄	任意の1か月の収入 ⑤欄			年間収入見込額 または 年間収入額 ⑥欄	非課税相当 収入限度額 ⑦欄
					給与収入 [A]	事業収入または 不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
ヒロシマ ○○ 広島 ○○	1人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 3年 8月	収入合計額[A]+[B]+[C]= [D] 120,000円	0円	0円	[D]×12 1,440,000円	1,560,000円
ヒロシマ □□ 広島 □□	0人	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 3年 8月	収入合計額[A]+[B]+[C]= [D] 0円	0円	0円	[D]×12 0円	0円
ヒロシマ △ 広島 △	1人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 3年 10月	収入合計額[A]+[B]+[C]= [D] 140,000円	140,000円	0円	[D]×12 1,680,000円	1,560,000円
記載例① (収入で申請)				令和 年 月	収入合計額[A]+[B]+[C]= [D]				
記載例② (所得で申請)				令和 年 月	収入合計額[A]+[B]+[C]= [D]				

非課税相当収入限度額を超えた世帯員(広島 △)は、裏面の記載例②(所得で申請)で判定することもできる。

記入上の注意

- ①欄 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ②欄 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③欄 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合に、チェック☑してください。
- ④欄 「任意の1か月として申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
- ⑤欄 「任意の1か月の収入」欄には、④に記入した年月の収入を記入してください。各区分ごとに下表に記載の書類の写しを提出してください。

[A] 給与収入	・給与収入がある場合にご記入ください。 ・給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
[B] 事業収入または 不動産収入	・事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ・帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
[C] 年金収入	・公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ・年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。

- ※年間収入で申立をする場合、④⑤の記入は不要です。
- ⑥欄 「年間収入見込額または年間収入額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
※年間収入で申立をする場合、令和3年分の年間収入額を記載してください。
⇒ 令和3年分の源泉徴収票や確定申告などの令和3年分の収入額が分かる書類の写し(コピー)をご提出ください。
- ⑦欄 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
※下表の「扶養親族等の人数」とは、「同一生計配偶者(所得額48万円以下の者)」及び「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

扶養親族等の人数	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円
1名(配偶者又は扶養親族)を扶養している場合	156.0万円
計2名(配偶者又は扶養親族)を扶養している場合	205.7万円
計3名(配偶者又は扶養親族)を扶養している場合	255.7万円
計4名(配偶者又は扶養親族)を扶養している場合	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円 ※

※ これを超える場合は、早見表の上記の「扶養親族等の人数」に応じた「非課税相当収入限度額」を適用します。

収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得でも判定できます。
所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記載してください

3 年間所得により申し立てする世帯員のみ記入してください。※収入により申し立てする世帯員は記入不要です。								
氏名 (フリガナ)	左欄の者が扶養する者の数 ①欄	【収入】		【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額 または 年間収入額 ⑥欄	給与所得控除額 ⑧欄	事業収入等の経費 ⑨欄	公的年金等控除 ⑩欄	年間所得見込額 または 年間所得額 ⑪欄	非課税所得限度額 ⑫欄	
1 ヒロシマ △ 広島 △	1 人	1,680,000 円	0 円	700,000 円	0 円	⑥ - (⑧ + ⑨ + ⑩) 980,000 円	1,010,000 円	
2	記載例② (所得で申請) 人					⑥ 非課税相当収入限度額を超えた世帯員(広島 △)のみ 記載例② (所得で申請) ⑥ で判定することとなった。		
3	人					⑥ - (⑧ + ⑨ + ⑩)		
4	人					⑥ - (⑧ + ⑨ + ⑩)		
5	人					⑥ - (⑧ + ⑨ + ⑩)		

記入上の注意

⑥欄 「年間収入見込額または年間収入額」欄には、表面の(⑥欄)年間収入見込額または年間収入額の額を転記してください。

⑧欄 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

・ 表面【A】の給与収入分が 162.5万円以下	→ 55万円
・ 表面【A】の給与収入分が 162.5万円超180万円以下	→ 給与収入分 × 40% - 10万円
・ 表面【A】の給与収入分が 180万円超360万円以下	→ 給与収入分 × 30% + 8万円
・ 表面【A】の給与収入分が 360万円超660万円以下	→ 給与収入分 × 20% + 44万円

⑨欄 「事業収入等の経費」欄には、以下の金額をご記入ください。

- ・ 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
※帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩欄 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

《 65歳未満の方 》	《 65歳以上の方 》
公的年金等収入分 → 控除額	公的年金等収入分 → 控除額
:60万円以下 → 公的年金等収入分的全額	:110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
:60万円超130万円未満 → 60万円	:110万円超330万円未満 → 110万円
:130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円	:330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
:410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円	:410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円

⑪欄 「年間所得見込額または年間所得額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額または年間所得額 = ⑥年間収入見込額または年間収入額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫欄 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
※下表の「扶養親族等の人数」とは、「同一生計配偶者(所得額48万円以下の者)」及び「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

扶養親族等の人数	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	45.0万円
1名(配偶者又は扶養親族)を扶養している場合	101.0万円
計2名(配偶者又は扶養親族)を扶養している場合	136.0万円
計3名(配偶者又は扶養親族)を扶養している場合	171.0万円
計4名(配偶者又は扶養親族)を扶養している場合	206.0万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円 ※

※ これを超える場合は、早見表の上記の「扶養親族等の人数」に応じた「非課税相当収入限度額」を適用します。